

総務常任委員会資料
2025年(令和7年)9月24日
政策局プロジェクト推進室

明石港東外港地区の利活用に向けた取組状況について

明石港東外港地区については、兵庫県が2018年(平成30年)3月に策定した「明石港東外港地区再開発計画」において、「中心市街地の南の拠点を形成し、回遊性を高めること」を基本的な方向性としており、現在、明石港周辺での賑わい創出に向け、県と連携しながら利活用に向けた取組を進めているところです。

この度、県市連携して暫定的に実施する賑わい創出事業など、当該地区の利活用に向けた取組状況について報告します。

1. 明石港東外港地区賑わい創出事業(暫定利用)について

新庁舎建設工事に伴う仮設駐車場の設置期間中、県有地において、暫定的な利用による賑わい創出に向けた以下の取組を県市連携して実施します。

(1) 期待する効果

- ① 明石港東外港地区再開発に対する機運醸成
- ② 明石港東外港地区の認知度向上
- ③ 明石港東外港地区への県民の期待やニーズの把握

(2) 事業期間

契約締結日から2029年(令和11年)3月31日まで

(3) 実施場所

市役所仮設駐車場を除いた県有地(別紙参照)

(4) 事業計画

- ① 賑わい創出(イベント開催、広報・情報発信等)及び基盤整備(トイレ、広場等)
- ② 県が本事業に対し設定した事業費の上限は、以下のとおりです。
賑わい創出事業について、各年度650万円を上限として負担します。

(単位：千円)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計
金 額	56,743	13,000	13,000	13,000	95,743

(5) 受託予定者

事業を実施する民間業者をプロポーザル方式により公募した結果、4者の応募者の中から、株式会社マインズが選定され、兵庫県と業務委託契約が締結される予定です。

(6) 提案概要

定期的なマルシェの開催や小規模コンサートなど年間で24回以上のイベント開催を予定しています。また、周辺団体と連携した食の魅力を体験できるツアーなどを実施することで、さらなる賑わいの創出を図ります。

2. 兵庫県との協定締結について

当該地区において、県市が相互に協力して再開発に取り組むことについて改めて確認するため、以下の協定を兵庫県と締結しました。

(1) 明石港東外港地区再開発の推進に関する基本協定書

- ① 目 的 当該地区において、明石市中心市街地の南の拠点を形成し、回遊性を高めることで、さらなる「賑わい創出」を図るため、再開発を推進すること。
- ② 期 間 2025 年(令和 7 年)9 月 16 日から 2031 年(令和 13 年)3 月 31 日まで
(終期については、変更の可能性あり。)
- ③ 内 容 土地利用の具体化など再開発に関する協力事項、暫定利用に関すること、県市連絡会議の設置など

(2) 明石港東外港地区賑わい創出事業（暫定利用）に関する協定書

- ① 目 的 市役所仮設駐車場を除いた県有地について、「明石港東外港地区賑わい創出事業」を県と市が協力して推進すること。
- ② 期 間 2025 年(令和 7 年)9 月 16 日から 2029 年(令和 11 年)3 月 31 日まで
- ③ 内 容 事業計画(事業内容、事業費、費用負担)、定期的な県市意見交換会など

別紙

